松戸市農業委員会総会議事録

令 和 ３ 年 ３ 月 １ １ 日

令和３年松戸市農業委員会３月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿　唯司は令和３年３月11日午後３時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番　加　藤　一　郎	３番　齋　藤　　香
５番　山　室　一　美	６番　山　口　輝　雄
７番　岩　佐　忠　夫	８番　椿　　唯　司
９番　鈴　木　榮　一	１０番　渡　邉　洋　子
１１番　湯　浅　孝　一	１２番　杉　浦　昌　平
１３番　松　戸　英　樹	１４番　杉　浦　勇　司
１５番　渡　邊　慶　弘	

１．欠席委員

２番　加　藤　正　芳	
明・矢切区域　戸　張　嘉　宣	明・矢切区域　平　川　正　俊
東部区域　湯　浅　雅　之	常盤平・五香区域　小　暮　　俊
常盤平・五香区域　山　﨑　唯　司	馬橋・小金区域　横　山　定　勝
馬橋・小金区域　湯　浅　　清	

１．事務局出席職員

事務局長　岡　野　　衛	事務局長補佐　渡　邊　憲　生
主幹兼係長　古　山　和　幸	主幹兼係長　武　井　博　子

開会　午後　３時００分

議　　長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和３年３月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号５番、山室一美委員、議席番号６番、山口輝雄委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議　　長　事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議　　長　本日の議案は、第１号から第２号となっております。

なお、報告事項については、第１号から第６号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第１号

議　　長　それでは、議案第１号の１番　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　議席番号１番、加藤一郎です。

去る２月26日金曜日及び３月１日月曜日、議案第１号、２号の審査のため、第２審査会第２審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、山口輝雄職務代理をはじめ、渡邉洋子第２審査会副会長、湯浅清推進委員、平川正俊推進委員と私の５名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることを報告いたします。

それでは、議案第１号　農地法第４条の規定による許可申請の１番についてご説明いたします。

議案書の１ページ、議案参考資料については１ページから11ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の１ページのところでございます。

申請理由は、土木工事業等を営む３社より、資材置場が必要との要望があったため、貸し資材置場とするためです。

施設の概要については、３社の建設会社に貸す資材置場で、砕石や工事用資材を置く資材置場です。

整地については、転圧舗装とし、入り口部分のみ砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、南・西側は万能板土留めをし、南側の一部を除き周囲は高さ1.2メートルの木柵を設置いたします。内部は３社に貸すため、木柵で区切ります。

審査会では、貸し出す建設会社３社についての、産業廃棄物の持ち込みについて質問したところ、絶対に持ち込まないよう指導監督するとの回答を得ました。

また、整地については、全面砂利敷きではなく、転圧のみとのことから、道路への土砂の流出が懸念されるとの指摘をしたところ、周囲に問題が生じた場合は、責任を持って対応するとの回答を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用については、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断いたしました。

以上、議案第１号１番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま加藤一郎座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅孝一委員　はい。

議　　長　はい、湯浅委員。

湯浅孝一委員　議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第２号

議　　長　次に、議案第２号の１番　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請の１番についてご説明いたします。

議案書の３ページ、議案参考資料については13ページから17ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、現在、千葉県内にて土木・建築工事請負業を行っていますが、申請地の近隣にある既存の資材置場が手狭となっていることから、申請地を取得し資材置場として使用するためです。

施設の概要については、土砂等の仮置場、マンホール、側溝等のコンクリート製品置場及び重機の一時置場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側は高さ50センチの土砂流出防止柵を設置します。北側ののり面は崖崩れ防止のため、自生する木々の抜根はせず、枝葉を伐採することで、地盤への負荷を軽減させます。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断いたしました。

審査会では、現地調査の結果、現地は鉄板が敷かれ既に資材置場として利用されていることを確認し、農地法違反であることを指摘いたしました。

このことについて、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、数年前に起きた崖崩れの際に、早急に崩壊箇所を現況復旧する必要があり、近隣に既設資材置場を持つ申請者に譲渡人より工事依頼があり、その復旧工事後、譲渡人の計らいにより、今日まで一時的な資材置場として利用してしまったということであります。しかし、農地法違反をしていたことについては、深い謝罪をしますとの内容でした。

また、申請地東側に隣接する建設省所有の法定外道路に、申請者の鉄板が越境して敷かれていることについて質問したところ、管理者である松戸市の建設総務課及び道路維持課と協議し、すぐに撤去することで協議が済んでおるということであります。

以上、議案第２号の１番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び近隣農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま加藤一郎座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

松戸委員　はい。

議　　長　はい、松戸委員。

松戸委員　議席番号13番、松戸英樹です。

説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議　　長　ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局　報告事項に入る前に、お伝えしたい事項がございます。

お手元にお配りしておりますピンク色の表紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の資料、こちらをご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について、１ページ、一般社団法人千葉県農業会議会長から市町村農業委員会会長宛てに来た依頼の通知がこちらにございます。

このことにつきましては、全国農業委員会ネットワーク機構からも依頼が先立って出ており、４ページ、それから５ページ、こちらの新聞の記事のとおり、令和元年に他の自治体における農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されたという不祥事が続けて発生をいたしました。

農業委員会は、法令遵守により公正公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努め、綱紀粛正の徹底を図っていくことについて、改めて確認をいたします。

農業委員会におきます法令遵守について、秘密保持義務及び個人情報保護につきまして、身近な事例をご紹介いたします。

総会の議案書に記載されております農地転用に係ります申請者、申請地の所在、転用目的等がこれに当たります。

６ページ、７ページをご覧ください。

これは総会で傍聴があった場合に配布をします傍聴人用の資料です。

今、申し上げましたとおり、議案の具体的な内容はお渡ししておりません。あわせて、水色の参考資料もお渡ししておりません。

したがいまして、農地転用内容を第三者に漏らすことは、法令遵守違反になります。場合によっては罰せられることも考えられます。

法令遵守につきましては、一昨年より皆様に呼びかけているところでございますが、改めてご確認いただきたく存じます。

法令遵守については、以上になります。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

議案書５ページ、報告事項１から17ページの報告事項６についてご報告させていただ

きます。

まず、５ページ、報告事項１、農地法第３条の３第１項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により４件の届出を受理しました。なお、４件とも斡旋希望はありませんでした。

次に、７ページ、８ページ、報告事項２、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出についてですが、８ページの一番下に記載のとおり、１月分として、田３件、3,065平方メートル、畑12件、3,266平方メートル、合計15件、6,331平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、９ページから11ページ、報告事項３、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、11ページの一番下に記載のとおり、田５件、1,873平方メートル、畑21件、7,826平方メートル、合計26件、9,699平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項４、農地の現況に係る照会に対する回答について、法務局より２件の照会がありまして、非農地回答をしました。

次に、15ページから16ページ、報告事項５、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書11件を交付しました。

次に、17ページ、報告事項６、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡による買取り申出が生じたため、５件の証明書を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議　　長　ありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和３年３月総会を終了いたします。

閉会　午後　３時２５分